

練情審査発第 6 号

平成 20 年 7 月 25 日

練馬区長 殿

練馬区情報公開および個人情報保護審査会

自己情報の外部提供の中止請求に応じられない決定に対する
異議申立ての審査について

(答申)

平成 19 年 10 月 23 日付け 19 練総情第 578 号で諮問 (諮問第 49 号) を受けた「練馬区地域包括支援センター (本所) より同支所への住民基本台帳データ等の提供の中止を求める」という自己情報の外部提供の中止請求に応じられないとした決定に対する異議申立てについて、当審査会は、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

(答申第 35 号)

答申書（答申第 35 号）

1 審査会の結論

練馬区長（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 7 月 17 日付けで行った、異議申立人に係る「練馬区地域包括支援センター（本所）より同支所への住民基本台帳データ等の提供（以下「本件外部提供」という。）の中止を求める」という自己情報の外部提供の中止請求（以下「本件中止請求」という。）に応じられないとした決定（以下「本件処分」という。）には、練馬区個人情報保護条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 79 号。以下「条例」という。）第 23 条に規定する違反は認められず、取り消す必要はない。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 19 年 6 月 27 日付けで行った本件中止請求に対し、同年 7 月 17 日付けで実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書、意見書および口頭意見陳述において本件異議申立てに至る経過および理由を詳細に述べた上で、おおむねつぎのように主張している。

(1) 条例第 16 条の解釈について

ア 条例第 16 条において「外部提供」とは、「収集した管理個人情報を区の機関以外のものに提供すること」と規定されているのみである。ここにはその情報提供が「目的」の範囲内か、あるいは目的外かは問われておらず、「登録された業務の目的を超えて」提供する場合のみが「外部提供」に当たるとする区の見解は、条例解釈を不当にゆがめるものである。

イ 地域包括支援センター（本所）と支所間における電算機のオンライン結合（以下「本件結合」という。）は、「支所」が業務委託に基づいて民間法人によって設置されているものであること、実際の「支所」業務を遂行しているのも法人職員であって区の職員ではないことから、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織との電算結合にあたり条例第 17 条が規定する手続を必要とする「外部提供」である。この手続を経ない当該外部提供は、請求者の権利を不当に害するものである。

ウ 条例・規則上も、区が作成した「個人情報保護制度運用の手引」（平成 17 年 2 月版）（以下「手引」という。）においても、業務委託による場合は「外部提供」にあ

たらないという明示的な規定はない。

(2) 委託の外部提供該当性について

ア 業務委託はあくまでも「区の機関以外のもの」(条例第 13 条第 1 項)を相手とした行為であり、たとえ一時的にせよ個人情報を外部に委ねるものである。

イ 業務委託であれば「目的内」であり、したがって「外部提供」ではないという区の見解は、あまりに乱暴なものであると言わざるを得ない。

ウ 条例第 13 条は、業務委託を、個人情報の新たな収集や管理も含みうるより重大な意義を持つ「外部提供」の一形態であるととらえ、そのため特に厳しい条件と制約を課す規定である。

エ 条例第 13 条は、こうした業務委託について、受託事業者における個人情報の適正管理を図るために区と受託事業者との関係を規定したものである。一方第 16 条は、個人情報の取扱いに関する区と区民との関係を規定したものである。

オ 二つの条文は条例の違った要素を構成しているのであり、第 13 条が適用されれば第 16 条には該当しないという区長の見解は、条例の理解としてはなはだ不適切なものであると言わざるを得ない。

カ 以上のことから、業務委託を「外部提供」の一形態と判断しても、条例第 13 条の意義が失われることにはならない。

(3) 条例第 17 条の解釈について

ア オンライン上の端末の結合が条例上の「電算結合」か否かは、抽象的に「区が設置した」ということだけで片付く問題ではない。経費の支弁やだれが端末のセットアップを行ったかだけでなく、だれの指揮の下で、だれが、だれのルールに従って当該端末を管理しているのか、日常的な管理の実務や責任はだれが負っているのかを見極めるべきである。

イ 業務委託契約に基づき、区ではなく受託事業者に指揮命令権のある職員が個人情報を管理・利用している実情に照らせば、地域包括支援センター支所の端末は実質的に外部の事業者によって維持・管理されている。

ウ 区は、委託費の支払や委託仕様等々の契約関係まで含めれば最終的にはシステムの管理者と言えるかもしれないが、直接にこれを管理しているとは言えない。したがって本件個人情報の提供は「外部提供」であるだけでなく、条例第 17 条の手続を必要とする「電算結合」に該当する。

(4) 自己情報コントロール権について

ア 本件のようなケースが、委託関係を通したものであれば「目的外」でないだけで

なく「外部提供」にすら当たらないということになれば、条例に保障された区民の自己情報コントロール権が及ばない形で、きわめて広範かつ大量の個人情報を実施機関以外のもの手に渡ることになる。

イ 区民の自己情報コントロール権を実質的に保障するという条例の趣旨や意義を踏まえれば、委託先への個人情報の提供についても外部提供として位置づけ、区民の条例上の権利を保障するか、さもなくば委託先を実施機関に準じた扱いとするよう条例の規定や解釈を整理すべきである。

ウ 業務委託が一般化・常態化し、かつ委託先あるいは指定管理先での個人情報の取扱いが拡大化している現状においては、条例の規定全般の見直しも含めた議論が必要かもしれないが、その際にも、原点は、区民の自己情報コントロール権をどう確保し貫いていくかということではなければならない。

4 実施機関の説明の要旨

上記異議申立人の主張に対し実施機関は、応じられない理由説明書においてつぎのように説明している。

(1) 地域包括支援センター支所について

ア 練馬区では平成 18 年 4 月、練馬区介護保険条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 28 号）に基づき、高齢者を総合的に支える施設として、4 か所の総合福祉事務所内に地域包括支援センターを設置した。

イ 平成 19 年 4 月からは、在宅介護支援センター（19 か所）との間で、4 か所の地域包括支援センターと原則として同じ業務を行う旨の業務委託契約を締結した。このことに伴い、総合福祉事務所内の地域包括支援センター4 か所を「本所」と位置付け、19 か所の在宅介護支援センターについては本所と緊密な連携の下でその業務を行う「地域包括支援センター支所」として位置付けた。

ウ 練馬区における在宅介護支援センター事業は、「練馬区在宅介護支援センター事業実施要綱」（平成 6 年 10 月 28 日練福高発第 3335 号。以下「要綱」という。）に基づき、平成 6 年度から開始されている。その運営について区は、社会福祉法人等との間で業務委託契約を締結している。

エ 地域包括支援センター支所の業務（以下「支所業務」という。）は、在宅介護支援センター業務の一つとして要綱の中に位置付けられ、業務委託契約によって各受託法人に委ねられている。

オ なお契約締結の際、支所業務を担当する職員は、受託法人の行う他の業務との兼任を不可としている。

カ また、当該業務委託契約の締結にあたり各法人等には「個人情報の保護および管理に関する特記事項」の遵守を求め、区ではその内容について確認を行っている。

(2) 事業実施に係る条例上の取扱い

ア 在宅介護支援センター事業は前述のとおり平成 6 年度から実施されていたものである。平成 12 年 4 月の条例施行に際しては、条例施行時の経過措置規定により委託を可とした。あわせて、条例施行に伴い当該事業の個人情報業務登録を行い、外部委託記録票を作成している。

イ 平成 19 年 4 月からの支所業務については、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）事前一括承認基準（以下「一括承認基準」という。）別表 3「外部委託に関する審議会事前一括承認基準」に該当するため、審議会への諮問は不要としたところである。

(3) 管理個人情報の適正利用について

ア 条例第 15 条は、「実施機関は、収集した管理個人情報を当該管理個人情報を取り扱う業務の目的に則して適正に利用しなければならない。」と定め、適正利用の原則を明記している。

イ これは、近年の個人情報保護の基礎となっている OECD（経済協力開発機構）が定めた「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告（1980 年 9 月）」の「9 目的明確化の原則」および「10 利用制限の原則」においても定められている。

ウ 当該規定の意味は、管理個人情報の利用は原則として、条例第 10 条第 1 項により登録された業務の目的の範囲内において適正に行わなければならないというものである。

(4) 条例における委託と外部提供について

ア 条例では第 13 条第 1 項において、個人情報に係る業務の処理を区の機関以外のものに委託しようとするときに実施機関が講じるべき措置と手続について定めている。

イ 当該規定は、専門性、迅速性、経済性などから住民サービスの向上のために実施機関の外部の事業者が個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要と思われる措置を講じる必要があることを明らかにしたものである。

ウ すなわち、条例第 13 条が規定する委託は、登録された業務の目的の範囲内で管理個人情報を事業者へ預託することを前提とするものである。

エ そして、支所業務の委託は、条例第 13 条第 1 項が規定する「個人情報を収集し、

または管理個人情報を管理し、もしくは利用する業務の処理を区の機関以外のものに委託しようとする」ことに該当するものである。

オ 一方、条例第 16 条第 2 項では「実施機関は、本人の同意を得た場合、収集した管理個人情報を区の機関以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）ができる。」と規定し、また同条第 3 項において、本人の同意を得ずに外部提供を行うことのできる場合を具体的、限定的に列挙している。

カ 当該規定の趣旨について手引には、「本条は、第 15 条の例外として、登録された業務の目的を超えて管理個人情報を区の内部で利用することができる場合および区の機関以外のものに提供できる場合について定めたものである。」と記載している。これは、前記(3)で述べた目的以外に利用・提供する場合を指す。

キ 以上のことから条例第 16 条が規定する「外部提供」には第 13 条で規定する委託は含まれないものであり、したがって、今回異議申立人が中止の請求をしている内容は、そもそも外部提供には該当しない。よって、実施機関は当該請求に対する回答として応じられない決定を行ったものである。

ク なお、もし異議申立人が主張する内容の条例解釈とすると、委託する事案はすべて外部提供手続を行わなければならないと、条例第 13 条の規定の存在理由を問われることとなる点もあわせて指摘しておく。

(5) 本件異議申立てに対する実施機関の意見

ア 地域包括支援センター制度の発足にあたり、実施機関では業務のシステム化を目的として「地域支援事業サポートシステム」を導入している。これはサーバー（地域福祉課 2 台、地域包括支援センター 4 か所各 1 台）と端末機（地域福祉課 2 台、地域包括支援センター 4 か所各 5 台、支所 19 か所各 1 台）を専用回線をつなぎ、対象者の住基情報および介護認定情報を管理・利用するものである。

イ 異議申立人は、外部提供の中止請求書において、本件結合は条例上の電算結合にあたりと主張するとともに、異議申立書において、当該端末について経費の支弁や端末のセットアップだけでなく、だれの指揮の下で、だれが、だれのルールに従って端末を管理しているのか、日常的な管理の実務や責任はだれが負っているのかを見極めるべきだと主張している。

ウ 当該システムが条例上の電算結合に当たるか否かは、本件中止請求に応じられない決定の可否とは直接の関連を持たないと考えるが、この点について実施機関としての見解をあえて述べるならば以下のとおりである。

エ 条例第 17 条では、電算結合について「区の電子計算組織と区の機関以外のものの

電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合する」ことと規定している。

オ その一例を挙げると、軽自動車税のコンビニエンスストア収納事務における区と収納代行会社との結合がある。これは区民部収納課と収納代行会社が各々電子計算組織を設置し、オンラインで結合しているものである。

カ しかしながら、地域支援事業サポートシステムは、地域福祉課、地域包括支援センター本所および支所に設置した機器、専用回線のすべてについて、経費を含めすべて区が負担・設置したものである。したがって、上記オで掲げた事例とは異なり、本件結合は条例における電算結合に該当しない。

キ このシステムの管理については地域福祉課長が「地域支援事業サポートシステムセキュリティに関する実施細則」を定め、これに基づき本所・支所を含めたシステム全体の管理を行っている。具体的には、各地域包括支援センター本所においてそれぞれの総合福祉事務所長が管理者となり設置された機器の管理を行うとともに、各支所について、当該細則および「個人情報の保護および管理に関する特記事項」に基づき、システムの運用を含めた個人情報の管理・利用が適切に行われていることを確認している。

ク なお各支所においては、前述のとおり他の業務との兼任を不可とされた支所業務専任の職員のみがシステム使用IDを付与され、これを使用することができる仕組みとなっており、だれがどのような操作を行ったかの履歴についてもすべて記録される。

ケ また各支所の職員は、受託業務従事者として条例第37条、第38条、第40条および第41条の規定に基づく罰則の対象ともなっている。

コ 以上のように、地域支援事業サポートシステムを用いた地域包括支援センター業務に係る個人情報の取扱いにあたっては、セキュリティポリシーや罰則による規制を含め、本所・支所を一体のものとして区が万全の体制で直接に管理しており、当該設置管理に係る責任も当然実施機関が負う。よって、異議申立人の危惧するような不備はないと考える。

5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

(1) 判断に当たっての前提

当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成12年3月練馬区条例第81号。以下「審査会条例」という。）第1条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による自己情報の非開示等決定に対し異議申立てがあった場合において、条

例第 29 条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非開示等決定が条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査し実施機関に答申する機関である。したがって、当審査会は、本件処分の是非を、あくまで条例に則して判断するものである。

(2) 地域包括支援センター支所について

ア 当審査会が実施機関から聴取したところ、支所業務は在宅介護支援センター業務の一つとして位置づけられており、その実施にあたり実施機関が社会福祉法人等との間で業務委託契約を締結していること、また当該業務の対象者について、その住基情報および介護認定情報を、地域包括支援センター本所と支所間とを専用回線でつなぐシステムにより管理・利用していることが確認できた。

以上のことから当該業務委託は、条例第 13 条第 1 項が規定する「個人情報を収集し、または管理個人情報を管理し、もしくは利用する業務の処理を区の機関以外のものに委託しようとする」ことに該当すると認められる。

イ また当該業務内容は、地域で暮らす高齢者を対象に、介護、健康、医療などの面から支援するという区民福祉の向上にとって不可欠の行政サービスであり、委託による効率的な運営が期待されていると認められるから、当審査会としては、支所の設置と本件業務委託は特に必要性のあるものと判断せざるを得ない。

ウ 応じられない理由説明書において実施機関は、条例第 16 条が規定する外部提供には第 13 条で規定する委託は含まれず、したがって本件において異議申立人の主張している内容は、そもそも条例上の外部提供に該当しないため、本件中止請求には応じられないと主張している。

エ そこで当審査会では、条例第 13 条と第 16 条との関係性について検討を行った。

(3) 条例第 13 条と第 16 条について

ア 平成 19 年 4 月当時の条例第 13 条第 1 項は「実施機関は、個人情報を収集し、または管理個人情報を管理し、もしくは利用する業務の処理を区の機関以外のものに委託しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その委託契約等において、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。」と規定している。これは手引によれば「個人情報に係る業務の処理を区の機関以外のものに委託しようとするときに、実施機関が講じるべき措置と手続について定めたもの」であるとされており、審議会の意見を聴くことを実施機関に義務づけている。

イ 条例第 13 条第 1 項は業務の処理に着目した規定であり、委託とは、実施機関がその権限に属する事務事業の全部または一部の処理を実施機関以外のものに依頼すること（以下「外部委託」という。）であるから、本条が対象とする管理個人情報は、

原則として第 10 条第 1 項の規定により登録された業務の目的の範囲内で管理・利用されるものと認められる。

ウ このことについて手引には、「個人情報を取り扱う業務の委託については、個人情報を一時的に外部に委ねることになるので、漏えい等により個人のプライバシーが侵害されることのないよう、実施機関は十分な保護措置を講じる必要がある。」と記載されており、これが条例第 13 条第 1 項の趣旨であると当審査会は考える。

エ 一方条例第 16 条第 2 項は、情報自体の利用に着目したうえで、「実施機関は、本人の同意を得た場合、収集した管理個人情報を区の機関以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）ができる。」と定めている。これは第 15 条で定める管理個人情報の適正利用の原則の例外を定めた規定であり、実施機関の管理個人情報の適正利用をすべての局面において担保しようとする趣旨であると解するのが相当である。

オ 以上のことを踏まえると、条例第 13 条第 1 項に定める「外部委託」と第 16 条第 2 項で定める「外部提供」は、そのどちらも区が管理する個人情報が、区以外のものに渡るという点においては差異がない。また外部委託においては、例外なく個人情報が当該受託者に提供されることとなる。

カ したがって、条例第 13 条第 1 項が規定する外部委託に該当する場合は第 16 条第 2 項に規定する外部提供にそもそも該当しないと解するのは、妥当ではない。第 16 条第 2 項は、登録された業務の目的の範囲内あるいは範囲外の別にかかわらず、管理個人情報が実施機関から区の機関以外のものへ提供される場合には本人の同意を得ることを求めているものであると解すべきだからである。

キ また条例第 16 条第 1 項は、「実施機関は、本人の同意を得た場合、第 10 条第 1 項の規定により登録された同項第 2 号に規定する業務の目的の範囲を超えて当該登録に係る管理個人情報を利用すること（以下「目的外利用」という。）ができる。」と定めている。この規定も、第 15 条の例外規定である。

(4) 条例第 16 条第 2 項および第 1 項と同条第 3 項について

ア 条例第 16 条第 2 項で定める外部提供および同条第 1 項で定める目的外利用については、同条第 3 項第 1 号から第 5 号までにおいて例外規定が定められている。

イ 当該規定によれば実施機関は、「あらかじめ審議会の意見を聴いて公益または区民福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき」には、本人の同意を得ずに目的外利用または外部提供をすることが可能である(第 16 条第 3 項第 5 号)。

(5) 本件処分における応じられない理由について

ア 実施機関は応じられない理由説明書において、外部委託の場合は条例第 16 条第 2 項に規定する外部提供にあたらぬとする解釈の根拠として、手引の「本条は、第 15 条の例外として、登録された業務の目的を超えて管理個人情報を区の内部で利用することができる場合および区の機関以外のものに提供できる場合について定めたものである。」との記載をひいている。

イ しかし、前記(3)エおよびキで述べた条例第 16 条の条文をあらためて参照するならば、当該手引の記載における「登録された業務の目的を超えて」という記述は、「管理個人情報を区の内部で利用することができる場合」のみにかかるのであって、これに続く「区の機関以外のものに提供できる場合」にはかかっていないと解するのが相当である。

ウ また実施機関は応じられない理由説明書において、条例第 13 条が規定する外部委託は、登録された業務の目的の範囲内で管理個人情報を事業者に「預託」することを前提とするものであるとも主張している。これは、業務委託においては管理個人情報を「預託」すなわち預けているだけであって、当該個人情報の管理責任は実施機関が負っているものであり、罰則を含めて条例の効力が及ばなくなる外部提供とは異なるという主張と推察される。

エ 確かに、当該個人情報の管理・利用に係る条例の効力という観点に立つならば、実施機関の主張にも首肯できるところはある。しかしながら管理個人情報に関して、外部提供とは異なるものとしての「預託」という概念は条例において何ら定義されておらず、本件処分の是非を判断するにあたっては、かかる不確定な概念を根拠とする実施機関の主張は採用することができない。

オ さらに言えば、実施機関がいうところの「預託」であろうと外部提供であろうと、あるいは条例の効力が及ぶ範囲であろうとなかろうと、万が一漏えい等の事故が生じた場合、取り返しのつかないことには変わりがないという個人情報の特性を考えれば、果たしてそこに実質的な差異を認められるものか疑問である。

カ 以上の理由により、条例第 13 条第 1 項に規定する外部委託に伴う管理個人情報の提供と第 16 条第 2 項に規定する外部提供は、個人情報が区の機関以外のものに渡るという点において同義というべきであり、業務委託契約における受託者は「区の機関以外のもの」と解するのが相当である。

キ したがって、本件外部委託は条例第 16 条第 2 項に規定する外部提供に該当するので、「本件中止請求の内容は条例上の外部提供には該当しないため、これに応じることはできない」という実施機関の応じられない理由は、条例の解釈を誤ったもので

あると当審査会は判断する。

(6) 本件中止請求の条例第 23 条該当性について

ア 本件中止請求の内容が条例上の外部提供に該当すると考えられることは前述のとおりである。そこで当審査会では、本件中止請求の条例第 23 条該当性について、改めて審査を行った。

イ 条例第 23 条は、「区民等は自己情報が条例第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反して目的外利用または外部提供をされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用または外部提供の中止の請求（以下「目的外利用等の中止の請求」という。）をすることができる」と規定している。

ウ 条例第 16 条第 1 項は、管理個人情報について、本人の同意を得た場合には、登録された業務の目的の範囲を超えて区の機関の内部で利用できると定めている。

一方条例第 16 条第 2 項が、管理個人情報について、第 1 項と同じく本人の同意を得た場合には、区の機関以外のものに提供することができることを定めていることは既述のとおりである。

エ そして条例第 16 条第 3 項は、同条第 1 項および第 2 項の例外として本人の同意なしに管理個人情報の目的外利用または外部提供をすることができる場合を規定しており、具体的に 5 項目掲げている。

オ 当審査会が異議申立人および実施機関から聴取したところによると、本件外部提供にあたり実施機関は異議申立人の同意を得ていない。

カ そこで、本件処分の是非を判断するにあたり、本件外部提供が条例第 16 条第 3 項各号のいずれかに該当するか否かを検討する。

(7) 事業実施に係る条例上の取扱い

ア 実施機関は応じられない理由説明書において、支所業務は一括承認基準に該当するため、審議会への諮問は不要と判断した旨述べている。

イ 当審査会が確認したところ、一括承認基準の別表 3 には類型 18 として「福祉・保健サービス」が挙げられており、前記(2)ア記載のとおり本件業務委託がこれに該当していること、およびその実施にあたり条例第 13 条第 1 項の求める手続に遺漏の無いことは実施機関の主張するとおりであると認められた。

ウ また、前記(3)ウおよびエで既に述べたように条例第 13 条第 1 項と第 16 条第 2 項とが同趣旨である点に鑑みると、本件外部委託は、第 16 条第 3 項第 5 号に規定する「あらかじめ審議会の意見を聴いて公益または区民福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき。」に相当するものと認められる。

エ 以上により、本件業務委託の実施にあたり条例第 13 条第 1 項が求める手続は一括承認基準に該当することで満たしており、また第 16 条第 3 項第 5 号に規定する事由に該当するので本人の同意を得る必要はなく、実施機関は本件外部提供にあたり条例に規定する手続を経ているものと認められる。

(8) 条例第 17 条該当性について

異議申立人は、本件結合は条例第 17 条の規定する電算結合にあたりと主張したうえで、同条が求める手続を経していない本件外部提供は条例に反するものであるため、本件中止請求を行ったとも述べている。そこで、このことについての当審査会の意見を以下に述べる。

ア 異議申立人の当該主張に対し実施機関は、2 点の理由を挙げて、本件結合は条例第 17 条の規定する電算結合に該当するものではないと主張している。理由の 1 点目は、本件結合に係るシステムは、使用している機器および専用回線のすべてについて経費を含めすべて実施機関が負担・設置したものだということであり、2 点目は、当該システムの運用にあたっては実施機関がセキュリティ等に関する細則を定め、これに基づき本所・支所を一体のものとして管理をしているということである。

イ 上記実施機関の主張は、これを言い換えるならば、地域包括支援センター支所に設置されている機器は、条例第 17 条第 1 項のいう「区の機関以外のものの電子計算組織」には該当しない、ということである。

ウ ところで条例第 17 条は、個人情報のオンライン処理についてはプライバシー保護のため特に厳重な安全対策が求められていることから、電算結合を行うにあたってあらかじめ審議会の意見を聴くことを実施機関に義務づける規定である。

エ 条例第 17 条の趣旨を鑑みると、何をもち「区の機関以外のものの電子計算組織」に該当するかという判断にあたっては、運用に係る実施細則や罰則の規定もさることながら、実態として電算結合先で個人情報を管理・利用するのがだれであるかということが最も重要であり、その際の基準は、純粋にそれが実施機関の職員であるか否か、または運用の実態が、常態として実施機関の職員の管理・監督のもとにあるか否かにおくべきであると当審査会は考える。

オ そうすると、実態として区の職員以外のものが管理・運用している地域包括支援センター支所の当該電子計算組織は、条例第 17 条第 1 項のいう「区の機関以外のものの電子計算組織」であると解するのが相当である。

カ 条例に基づき万全の体制で区が管理し、当該設置管理に係る責任も当然に実施機関が負っているのだから、個人情報の取扱いにあたって異議申立人の危惧するよう

な不備はないという実施機関の主張には首肯できるところも無くはない。しかしながら、前述した条例第 17 条の趣旨を鑑みると、そのことをもって本件結合が条例上の電算結合に該当せず、審議会の関与も要しないとまで言うことはできない。

キ 以上のことから、本件結合は条例第 17 条の規定に基づき審議会の意見を聴くことを要する電算結合に該当し、当該手続のなされていない本件結合には、条例の求める手続に瑕疵があったものと当審査会は判断する。

ク しかし、前記 5 (6)イにおいて既に述べたように、条例第 23 条は、第 17 条第 1 項に違反があったとしても当該違反に基づいて外部提供の中止請求を認める規定とはなっていない。したがって、当該手続の瑕疵により本件外部提供の中止を求めるといふ異議申立人の主張には理由がない。

以上のとおりであるので、当審査会は、実施機関が行った本件処分は取り消す必要はないものと判断する。

6 審査会の付帯意見

当審査会の本件処分の当否に関する見解は以上のとおりであるが、審査の過程で感じたことを若干述べさせていただく。

(1) 条例第 16 条第 5 項、第 6 項および第 7 項について

ア 前記 5 (5)キにおいて既に述べたように、本件外部委託は条例第 16 条第 2 項に規定する外部提供に該当する。

イ したがって本件外部委託の実施にあたっては条例第 16 条第 5 項、第 6 項および第 7 項の規定が適用されるべきところ、当該規定に基づく手続のなされていないことは、前記 5 (7)アで記載したとおりである。

ウ 当審査会としては、これらの手続上の瑕疵について、早急な解消を実施機関に要望するものである。

(2) 自己情報コントロール権について

ア 異議申立人は本件異議申立てを通じ、自己情報コントロール権という概念を用い、つつ個人情報保護制度に対し様々な問題を提起している。

イ 実施機関の業務の委託化が進み、また指定管理者制度を導入する区立施設が増加していくのは時代の要請であり、管理個人情報の取扱いについて、区民等のすべての要望に合わせて制度の仕組みあるいは運用を整えることは、現実的に不可能である。

ウ 当審査会は、こうした社会情勢下における個人情報の取扱いについては、条例とこれに基づく個人情報保護制度のもとで、自己情報コントロール権が十分に保障さ

れるものと考えている。

エ しかしながら、管理個人情報がどのように取り扱われるのか、自己情報コントロール権は適切に保障されるのかといった点に不安を感じるという異議申立人の主張もまた、理解できるところである。

オ 実施機関においては異議申立人の問題提起を真摯に受け止め、条例の趣旨を尊重しまた必要に応じ審議会の意見を聴きながら、個人のプライバシーが守られ、自己情報コントロール権が適切に保障されるような制度の構築と運用に努めるよう、当審査会は要望するものである。

7 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別 紙】

審 査 年 月 日	処 理 経 過
平成 19 年 9 月 1 1 日	・ 異議申立書の受理
1 0 月 2 3 日	・ 練馬区長（実施機関）から諮問
1 1 月 2 6 日 （第 4 期第 12 回審査会）	・ 本件異議申立てについて審査手続開始決定
	・ 実施機関の本件異議申立てに対する説明と審議
	・ 実施機関へ応じられない理由説明書の提出要求
1 2 月 2 8 日	・ 応じられない理由説明書を受理
平成 20 年 1 月 1 1 日 （第 4 期第 13 回審査会）	・ 応じられない理由説明書の審査
	・ 異議申立人に応じられない理由説明書の送付と意見書の提出要請
	・ 異議申立人に口頭意見陳述の希望について照会
2 月 1 2 日	・ 異議申立人からの口頭意見陳述申立書および意見書を受理
2 月 1 8 日 （第 4 期第 14 回審査会）	・ 異議申立人意見書の審査
3 月 2 6 日 （第 4 期第 15 回審査会）	・ 異議申立人の口頭意見陳述実施
	・ 異議申立人と実施機関の主張の整理
5 月 1 9 日 （第 5 期第 1 回審査会）	・ 争点の整理
6 月 3 0 日 （第 5 期第 2 回審査会）	・ 争点の審査
	・ 答申内容の検討
7 月 2 5 日 （第 5 期第 3 回審査会）	・ 答申内容の検討および答申文の作成
	・ 練馬区長（実施機関）への答申